

## (5) 都市防災の基本方針

### 【基本的な考え方】

- ◇大規模地震や集中豪雨による風水害の発生など予想を超えるような災害へ対応するため、「精華町地域防災計画」に基づき、市街地の改善や防災上重要な施設整備を図り、災害に強いまちづくりに努めます。
- ◇市街地における浸水被害の防止を目的とした雨水路の整備を図ります。
- ◇自分の身は自分で守る「自助」、近隣の助け合いによる「共助」、行政が災害支援活動などを実施する「公助」を基本的な考え方とし、互いに連携し一体となることで、被害を最小限にする取組を推進します。

### ① 減災

- 災害種別に対応できる広域避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所および避難路の確保を図ります。
- 電柱等の倒壊により緊急輸送道路等の道路が閉塞されることを防ぐため、特に重要な路線を適切に選定し、無電柱化を計画的に推進します。
- 緊急輸送道路などについては、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関との連携を図ります。
- 災害時には車両での避難も重要となる一方、特に水害時における東西移動に鉄道の横断が必要であること及び避難経路が限定されるという地域の課題を踏まえ、ハード・ソフト両面における対策を推進します。
- 災害時に必要な機能（食料供給拠点・受援施設）や災害時の保健活動拠点としての機能を備えながら、平常時においても利活用できる機能を有する施設の整備・運用を進めます。
- 精華町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等も活用しながら、減災を目指し住宅の耐震化対策を推進します。
- 学校や幼稚園等の教育施設及び保育園等の児童福祉施設については、災害時に多くの住民にとって、避難所等の役割を担うことから、各施設が防災拠点として機能するよう、計画的かつ効果的な改修等を進めます。
- 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び地震の影響が大きいと想定される地域等を図示したハザードマップ・防災マップを配布し住民への周知を図ります。
- 防災訓練や防災教室等を実施し、防災行動力を向上させるような防災知識の普及・啓発に努めます。

- 指定緊急避難場所や指定避難所の収容可能人数等を鑑みた適切な配置等を検討します。
- 要配慮者利用施設などでは、災害が発生する恐れのある際に迅速な行動がとれるように、避難確保計画の策定及び見直しの検討を促し、災害対策の実効性の向上を図ります。

## ② 風水害

- 木津川堤防の強化工事、樋門の内水排除設備の整備を図るとともに、木津川河川区域内の立木伐開等の治水対策について、国と連携しながら整備を図ります。
- 局地的豪雨などによる浸水被害の防止を図るため、関係機関と連携しながら河川の改修と連動した総合的な治水対策を推進し、防災機能の向上に努めます。
- 河川については、近年の気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流出抑制を図るとともに、流域全体でのハード・ソフト両面の対策を進める「流域治水」についての対応を検討します。
- 煤谷川については、治水対策について関係機関との協議・調整のうえ、計画的な改修に取り組みます。
- 中小河川の浸水想定区域等の災害ハザード情報の更新に合わせてハザードマップを更新するとともに、外水氾濫（河川の氾濫）だけでなく内水氾濫（排水機能を超える雨量による氾濫）の危険性について周知を行うなど、防災意識の醸成に努めます。
- 宅地開発事業に関しては、「精華町宅地開発事業に関する指導要綱」に基づく指導を行い、災害の防止を図ります。

## ③ 土砂災害

- 土砂災害の恐れのある箇所については、土砂災害を防止するための各種事業（急傾斜地の崩壊防止）を関係機関と協議しながら推進します。
- 土砂災害警戒区域等の危険性の周知、情報の収集伝達体制の整備、避難情報の発令、避難所の開設等の警戒避難体制の整備を地域の協力を得ながら進めます。